

2019（平成31）年度事業計画概要

昨今の経済格差に伴う新しい貧困問題、家族や地域社会の絆の崩壊など、社会・経済情勢の変化に伴い、複雑・多様化した福祉課題に対する適切な対応が求められている。

そして、「超少子・高齢・人口減少社会」と「人生百年時代」を迎えた今、人々のライフステージや地域社会の構造が激変し、社会的ニーズも大きく変容する中、誰もが生涯を通して、いきいきと心豊かに暮らせる社会を実感できるよう、地域に住む全ての人が“ともに生き・ともに創る”新たな「共生・共創のまちづくり」に取り組む必要がある。

また、近年、全国各地で自然災害が相次ぎ、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震等への対応を含め、大規模災害に備えたさらなる体制づくりが急務となっている。

加えて、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の基盤強化、福祉サービスを十分に提供できる福祉人材の確保、職員の処遇改善、福祉サービスの質の確保や福祉分野の各種の制度見直しへの対応も、喫緊の課題である。

こうした中、本年度は、「第4次中期計画～新たな“ア・イ・チ”への^{みちしるべ}道標～（2017-2021）」に掲げる目標の達成に向け、本会の特性を活かして、市区町村社協・社会福祉施設をはじめ、福祉関係機関・団体、行政、ボランティア・市民活動団体やマスコミ・関係団体とこれまで以上に連携・協働し、地域福祉を推進する中核的な組織として一層の体制強化を図るとともに、主体的な法人経営及び信頼される法人組織の体制整備に努める。

さらには、20年・30年先の近未来をしっかりと見据え、「温かみのある福祉の視点」で、人間の尊厳を守る福祉現場のニーズを強くアピールするとともに、「福祉力」「地域力」の強化に努め、新たな「あ・い・ち・ふ・く・し（あんしんして・いきいきと・ちいきで・ふつうに・くらせる・しゃかい）」の実現を目指して、以下の基本方針により諸事業を実施する。

基 本 方 針

I 新たな「あ・い・ち・ふ・く・し」の推進

地域における社会的排除、孤立、生活困窮など、福祉課題や生活課題から脱却を図るため、生活困窮者の自立に向けた支援体制づくりをはじめ、「介護離職ゼロ」「待機児童解消」に向けた福祉人材の確保、改正社会福祉法により、すべての社会福祉法人に要請されている事項への取組や介護人材不足解消に向けた新たな層の開拓など、福祉分野を超えた新たなつながりによる多様な福祉ニーズへの対応が求められている。

このため、生活困窮世帯の子どもへの支援を強化するほか、子どもの居場所となる子ども食堂の開設・運営や子どもの学習・生活支援を関係諸団体・機関と連携し、推進する。

併せて、改正を踏まえた生活困窮者自立支援制度の利用推進、新たな貸付事業の実施、社会福祉法人・社会福祉施設による地域における公益的な取組のさらなる促進や新たな福祉人材の育成を図る。

また、昨今の度重なる広域的・多発的な自然災害の発生により、これまで以上に大規模災害を想定した対策が求められており、市町村社協や社会福祉施設における災害対応力を強化すると

もに、過去の大規模災害における被災地支援を検証し、社協・行政・NPO等の三者連携による相互支援体制の整備や実践的に活動するための知識・技能の充実を図る。

さらには、近年のAI技術の活用など、日常生活にも深く影響を及ぼしつつあり、先端技術が“人のしあわせ”に結びつくよう、「温かみのある福祉の視点」を積極的にアピールする“ポジティブ福祉”への発展と、産・官・学との連携・交流の活発化に努め、“愛知”から福祉の輝きを発信し、誰もが健康や長寿を心から喜べる「福祉文化の創造」を推進する。

II 地域福祉活動の推進

地域共生社会の実現に向けて地域福祉を重層的に推進するため、社会的排除・孤立、生活困窮者など、福祉課題や生活課題を抱える人の早期把握をはじめ、地域における包括的な支援体制の整備、生活困窮者自立支援制度の利用推進や既存制度では対応できない柔軟な社会資源の創出が求められている。

このため、市町村社協が地域における包括的な支援体制において中核的役割を十分に果たせるよう、市町村社協の基盤整備に向けた取組を支援するほか、生活困窮者自立支援事業の実施主体との連携や支援に関する情報共有をより深め、セーフティネット対策の一つである生活福祉資金貸付事業等の生活困難者に対する支援活動や日常的な見守り・相談援助に取り組む民生委員・児童委員活動の一層の推進を図る。

また、インフォーマル活動や地域の拠点づくり等、住民が主体的に取り組む新たな福祉サービスの提供ができるよう、団塊世代、大学生、青少年等に対するボランティア・市民活動への参加や企業等の社会貢献活動の促進、地域・学校・社協との連携による福祉教育を一層支援する。

さらには、福祉サービス利用者の利益を保護するため、日常生活自立支援事業の基盤強化を進めるとともに、安心・安全な成年後見制度の取組を一層支援し、総合的な権利擁護体制の構築を図る。

III 社会福祉法人・施設等への支援

改正社会福祉法を受け、社会福祉法人・社会福祉施設における制度の適正な執行や福祉制度の諸改革に伴う様々な課題に対する具体的な対応が求められている。

このため、改正社会福祉法で要請されている事項について適正に対応し、その成果を示し、地域共生社会の実現に向けて主導的な役割を果たせるよう、取組を進める。

なお、地域における公益的な取組や社会福祉充実残額に伴う地域公益事業については、地域の福祉課題や生活課題等、地域の実情に応じて、すべての社会福祉法人が取り組めるよう、より効果的な先駆的取組事例の紹介や複数法人の連携・協働による事業等を支援するとともに、県民の社会福祉法人への理解と信頼の獲得を図る。

また、高齢・障害・子ども等の各福祉分野の基盤となる制度見直しや規制緩和に向けた対応については、必要な情報提供や研修等を実施するとともに、国・県への提言・要望活動を継続的に実施する。

さらには、福祉サービスの質の向上に向けた取組について、一層の推進を図る。

IV 福祉人材の確保・養成・定着の推進

福祉・介護ニーズが複雑化・高度化する中、人材の安定的確保・養成・定着を推進し、質の高いサービスを提供することが求められている。

このため、無料職業紹介所及び機能強化した保育士・保育所支援センターの利用促進を図るとともに、ハローワーク等との連携による求人・求職相談の実施、福祉・介護の就職総合フェアの開催などにより、人材の確保・定着を図る。

さらには、関係機関の協力を得て、離職した介護福祉士等の届出制度を離職者・求職者へ周知し、再就職の支援・促進や人材の確保を図る。

また、社会福祉従事者研修等の充実を図ることにより、福祉・介護ニーズに適応できる人材の養成を推進する。

V 福祉生きがい・健康づくり活動の推進

活力あふれる長寿社会の実現に向け、高齢者の生きがいや健康づくりの推進が求められている。

このため、あいちシルバーカレッジの運営を通して、高齢者の学習意欲の助長や仲間づくりやボランティア活動など、各種社会参加活動の中核となる人材養成に努める。

さらには、生き生き長寿フェアの開催や全国健康福祉祭への選手派遣を実施するとともに、世代間交流事業を推進する。

また、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害の特性に応じたスポーツを行うことができる環境づくりが求められている。

このため、障害者が身近な場所でスポーツ活動に参加することができるよう、情報の提供に努めるとともに、指導員の養成・確保を図る。

併せて、全国障害者スポーツ大会への選手派遣や県障害者スポーツ大会等を開催するとともに、2020年にオリンピック・パラリンピックが我が国で開催されることやデフリンピック、スペシャルオリンピックスなどをはじめ、広く障害者スポーツへの関心の高まりを受け、パラリンピアンなど、トップアスリートによる講演や実技指導を実施し、障害者スポーツ参加者の裾野拡大を図る。

VI 法人経営管理の強化

改正社会福祉法への対応や働き方改革に伴い、経営管理の強化、適正な事業運営の確立や財務規律の強化など、今まで以上に高い公益性が求められている。

このため、外部の有識者や専門家の意見を反映した法人経営を図るとともに、「第4次中期計画～新たな“ア・イ・チ”への^{みちしるべ}道標～(2017-2021)」に掲げた具体的アクション(主要事業)を着実かつ効果的に展開できるよう、進捗状況の確認と必要に応じて次年度以降の取組について検討する。

また、本会のさらなる社会的認知度の向上を図るため、本会の基本理念「**あ・い・ち・ふ・く・し**(あんしんして・いきいきと・ちいきで・ふつうに・くらせる・しゃかい)」の普及に努める。

Ⅶ 運営適正化委員会事業の充実

福祉サービス利用援助事業が適正に運営されるよう、運営監視を行うとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情に対し適切な対応をするため、公正中立な第三者機関である運営適正化委員会事業の一層の推進を図る。

2019（平成31）年度重点事業

1 生活困窮世帯の子どもへの支援の強化

<p>事業概要</p>	<p>子どもの学習・生活支援に意欲のある人材を、子どもの学習・生活支援ボランティアとして、一括して養成・登録・斡旋を進める。</p> <p>身近な地域で子ども食堂の設置拡大を図るとともに、子どもの居場所づくりのための具体的方策について検討・意見調整等を行うネットワーク組織を構築する。</p>
<p>30年度までの成果 (目標に対する現状レベル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習支援ボランティアの養成・登録 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 登録状況 148名(29年度) 62名(30年度) 計210名 ▶ 紹介状況 9名 ○ 学習支援ボランティア養成講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 年2回開催・5会場で実施 ○ 関係者との意見交換会の実施 ○ 子どもの学習・生活支援について考えるシンポジウムの開催
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者自立支援事業の任意事業を実施している市町村は、学習・生活支援者の確保がほぼされており、学習・生活支援ボランティアの紹介先が限られている。 ● 子どもの居場所である子ども食堂の開設・運営に関する支援方策が、求められている。
<p>具 体 的 な 取 組</p>	
<p>1 子どもの学習・生活支援ボランティア養成・人材バンク事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本会が運営するボランティアセンターにおいて、子どもの学習・生活支援ボランティアの養成と登録・紹介を行う人材バンク事業を継続する。 <p>2 子どもの居場所づくり応援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 全県的に子どもの居場所である子ども食堂の設置拡大を図るため、「子どもの居場所応援プラザ(仮称)」を設置・運営する。 ▶ 子どもの居場所づくりのための具体的方策について検討・意見調整を行うため、「子どもの居場所づくり推進会議」を設置・運営する。 ▶ 子どもの食堂の開設・継続実施のため、実践的な研修会・交流会を開催する。 <p>▶ ホームページ・印刷物により、情報を発信する。</p>	<p>100名</p> <p>開設者向け研修3回 社協向け研修1回 交流会1回</p>

2 地域における公益的な取組への支援

<p>事業概要</p>	<p>地域における公益的な取組については、市町村社協が核となり、社会福祉法人・社会福祉施設が連携・協働して具体的な事業展開ができるよう努める。</p>	
<p>30年度までの成果 (目標に対する現状レベル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における公益的な取組への支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 社協・社会福祉法人地域懇談会の開催 豊橋市 ▶ 社会福祉法人・福祉団体地域貢献活動勉強会への参加 稲沢市、東浦町 ○ 地域公益取組助成事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2法人(29年度) 4法人(30年度) ○ アンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 実態把握、取組課題の整理 ○ 取組事例集の配布 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各種別部会を通じて会員施設に配布 	
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模な法人では、地域における公益的な取組を実施することが困難となることも想定される。 ● 地域における公益的な取組を拓げるには、中心的な役割を担う存在(社協・社会福祉施設等)が不可欠である。 	
<p>具 体 的 な 取 組</p>		<p>達成目標</p>
<p>1 社協と社会福祉施設法人との連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域における公益的な取組が積極的に実施されるよう、社協を核とした管内の社会福祉法人・社会福祉施設等を構成とする懇談会を開催する。 <p>2 地域公益取組助成事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会福祉法人が地域における公益的な取組を行うにあたり、必要な経費の一部を助成し、会員法人による取組の推進を図る。 <p>3 普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 先駆的な事例の収集と周知を行い、社協や社会福祉法人・社会福祉施設の取組の参考とする。 		<p>4地区</p> <p>4法人</p>

3 相談支援体制の整備（生活福祉資金貸付事業）

<p>事業概要</p>	<p>相談・貸付から償還指導まで継続的な支援体制の確保など、適正な事業運営に努める。</p> <p>市区町村社協相談支援員と連携し、滞納世帯への個別的な償還指導と不良債権の整理を促進する。</p>	
<p>30年度までの成果 (目標に対する現状レベル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手引書の作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 担当職員向け貸付マニュアル作成 250部 (30年度) ▶ 民生委員向け生活福祉資金に関する手引書 12,500部 (28年度) (※民生委員・児童委員一斉改選年次に作成) ○ 専門員相談員の配置・研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市区町村社協相談支援職員の配置実績 35名 (29年度) 34名 (30年度) ▶ 生活福祉資金事務担当者会議 72名 (30年度) 	
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援等職員の継続配置が困難となってきている。 ● 相談支援体制の地域格差が広がっている。 ● 市区町村社協の相談支援職員等における手引書の活用が不十分である。 	
<p>具 体 的 な 取 組</p>		<p>達成目標</p>
<p>1 手引書の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市区町村社協担当職員向け貸付手引書を配布する。 ▶ 一斉改選期を迎え、民生委員向け生活福祉資金に関する手引書を作成する。 <p>2 専門相談員の配置・研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市区町村社協への相談支援員の配置継続ができるよう、予算要求を継続する。 ▶ 安定的な人件費を確保できるよう、市町村社協での生活困窮者自立相談支援機関の受託等を促進する。 ▶ 生活福祉資金貸付制度の動向と貸付手引書を中心とした新任職員研修会及び生活福祉資金担当者会議を開催する。 		<p>12月発行</p> <p>各1回開催</p>

4 地域における権利擁護・成年後見事業への取組支援

<p>事業概要</p>	<p>今後増加が予想される要支援者の地域生活を支えるため、どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町村において相談窓口の設置をはじめとする権利擁護支援体制の整備を図る。</p>	
<p>30年度までの成果 (目標に対する現状レベル)</p>	<p>○ 地域ネットワーク会議の開催 成年後見支援センター等が未設置の市町村を対象に、成年後見制度推進委員会委員及び本会職員を派遣、地域ネットワーク会議の開催、成年後見支援センター等の設置に向けた相談支援の実施</p> <p>▶ 派遣状況（30年度） < 4地区 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲沢市 ・ 弥富市、蟹江町、飛島村 ・ 北名古屋市、清須市、豊山町 ・ あま市 	
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域でのセンター設置に向け、対象となる市町村の温度差を解消することが必要である。 ● 成年後見制度の取組が活発でない市町村に対して、啓発支援方策の検討が必要である。 ● 市単独で設置している成年後見支援センター等に対して、中核機関の設置や地域連携ネットワーク構築に向けた支援策が必要である。 	
<p>具体的な取組</p>		<p>達成目標</p>
<p>1 地域ネットワーク会議（センター設置検討会）の開催</p> <p>▶ 成年後見支援センター等が未設置の市町村に対し、引き続き地域ネットワーク会議を開催し、成年後見支援センター設置等に向けた相談支援を実施する。</p> <p>2 市町村担当職員連絡会の開催支援</p> <p>▶ 県内の成年後見支援センターに対して、中核機関設置を視野に入れた機能強化と近隣地域の連携を図るための連絡会議等の場を設ける。</p>		<p>5地区</p> <p>1回</p>

5 保育士・保育所支援センターの機能強化

<p>事業概要</p>	<p>保育士・保育所支援センターの既存事業の拡充と新規事業の実施により、潜在保育士など新たな保育人材の確保を図る。</p> <p>保育士再就職支援コーディネーターの人員を増員し、よりニーズにあった相談・斡旋・巡回相談や移動相談・支援研修の拡充を図る。</p>	
<p>30年度までの成果 (目標に対する現状レベル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談・就職斡旋 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談数 (求人・求職) 1,130件 (29年度) 1,342件 (31年1月末) ▶ 就職人数 60名 (29年度) 50名 (31年1月末) ○ 保育士就職支援研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2回・37名 (29年度) 2回・71名 (31年1月末) ○ 保育士就職支援フェアの開催 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 1回・38名 (29年度) 1回・53名 (31年1月末) 	
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 慢性的な保育士不足となっている。 ● 保育養成校からの保育士就職者が減少している。 ● 就職斡旋者へのフォローアップが不足している。 ● 潜在保育士 (資格取得者) の把握が困難である。 	
<p>具 体 的 な 取 組</p>		<p>達成目標</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 保育士・保育所支援センター職業紹介事業の実施 (拡充) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 再就職支援コーディネーターを増員し、保育分野における求人・求職相談等を実施する。 2 保育士就職支援フェアあいちの実施 (拡充) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 新たな地区で開催する。 3 保育士就職支援研修会の開催 (拡充) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 登録者を対象に、保育所への円滑な就職や再就職を支援するために開催する。 4 保育士等就労支援フォローアップ事業の実施 (新規) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 定着支援のため、新たにマッチング後の訪問・巡回相談を実施する。 5 潜在保育士の状況把握調査の実施 (新規) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 保育士登録簿を活用した調査を実施する。 6 広報啓発 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業を円滑に実施するため、保育士・保育所支援センターの広報・啓発を一層推進する。 7 関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ▶ ハローワークや市町村保育担当課をはじめ、保育士養成校や保育組織 (保育士会、保育部会、民間保育組織等) との連携・協力を得て事業を推進する。 		<p>3回 (三河地区含む)</p> <p>6回 (三河地区含む)</p>

7 福祉協働ネットワークの推進及び「あ・い・ち・ふ・く・し」のブランド化

<p>事業概要</p>	<p>企業や大学・研究機関等の異分野からの幅広い参加とマスコミの協力を得て、「医・福・移動・食・住（まち・すまい・くらし）」を総合的に検討する。</p> <p>福祉の仕事の魅力をアピールするとともに、福祉課題を福祉現場から提起し、県民の方々の共感や理解を一層広げる。</p> <p>本会の理念「あ・い・ち・ふ・く・し」の社会的認知度の向上を図る。</p>	
<p>30年度までの成果 (目標に対する現状レベル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ シンポジウムの開催 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 年1回開催 ▶ 福祉関係者以外の参加者 平均38% ○ 意見広告の掲載 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 年1回掲載 ▶ シンポジウム採録記事（中日新聞朝刊掲載） ○ アニュアルレポートの発行 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 年1回発行 ▶ 29年度に特別寄稿を掲載 ○ 「あ・い・ち・ふ・く・し」の周知 <ul style="list-style-type: none"> ▶ ブランドネームの普及 ・デザイン名刺の作成 ・福祉の星フォーラム協賛出稿 ・Facebookの活用 ・第4次中期計画活動レポートの作成 ▶ 商標登録に関する相談（快友国際特許事務所弁理士） 	
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉と異分野との連携・交流の活性化に努め、福祉に対する社会的な共感や理解を得られるよう、「愛知」から発信力（福祉の輝き）を強めていく必要がある。 ● 商標登録に向け（出願から登録までの間）、課題整理をする必要がある。 	
<p>具 体 的 な 取 組</p>		<p>達成目標</p>
<p>1 産業・技術と福祉との連携に関する書籍の普及</p> <p>▶ マスコミの協力を得て、2014年から2017年までに作成したアニュアルレポートを、複数のテーマに整理し、副読本的な「読みもの」として発行する。</p> <p>2 商標登録に向けた準備</p> <p>▶ 商標種類（ロゴ商標又は文字商標）や登録手続き等を含め、弁理士に相談する。</p>		<p>書籍発行</p> <p>商標登録申請</p>

Ⅶ 運営適正化委員会事業の充実

第1 運営適正化委員会事業の推進

- 1 運営適正化委員会委員選考委員会の開催
- 2 運営適正化委員会の開催
- 3 福祉サービスに関する苦情解決事業の推進
 - (1) 苦情解決合議体の開催
 - (2) 利用者等からの苦情を適切に解決するための相談、助言、事情調査、あつせん
 - (3) 虐待や法令違反等の案件の県知事への通知
 - (4) 広報・啓発活動の推進
 - (5) 苦情解決研修会の開催
 - (6) 苦情解決合議体懇談会（巡回指導）の実施
 - (7) 調査研究の実施
 - (8) 他の苦情解決の仕組みとの連携
- 4 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の運営監視
 - (1) 運営監視合議体の開催
 - ① 事業全般の運営監視
 - ② 契約の個別的な実施状況の監視
 - ③ 市町村社協等への運営監視
 - (2) 利用者等からの日常生活自立支援事業に対する苦情の解決